

令和6年9月18日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

碧南市長 小池 友妃子
(公印省略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書 に対する回答について(送付)

初秋の候、貴殿におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本市の行政運営にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。さて、みだしの件につきまして、下記の通り回答いたしますので、ご査収ください。

記

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

【回答】情報システム標準化に伴う国の標準仕様やシステムベンダーの開発動向は未だ不透明な部分も多く、当市の独自施策との不一致による対応については、今後、その対応方法や費用を精査しながら、それぞれの事業毎に検討を行っていきます。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

【回答】現在、市への申請等の手続きにおいて、申請方法を電子申請のみに限定するなど、窓口での申請を不可とする考えはございません。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

【回答】保険料については第9期からは4段階増やして17段階の多段階設定をして

おります。1～3段階の低所得段階の方の料率は国の求める料率より低く設定しており、十分に配慮しておりますので、第1段階・第2段階の方の免除は考えておりせん。

介護保険料の減免、利用料の補助を実施しており、他市と比較しても劣っている状況ではありませんので、拡充は考えておりません。

食費、居住費への補助については、考えておりません。

(2)介護保険サービス

★①介護報酬引き下げ、物価高騰により苦境に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援をしてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

【回答】利用者の状況をアセスメントし、適切な支援及び必要なサービスを導入しています。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】福祉用具貸与の対象品目については、国の定める対象品目としており、対象品目の縮小は行っていません。個々の製品が対象品目に該当するかの判断は、(公財)テクノエイド協会の基準に準じていますので、市独自の要件の緩和は考えておりません。また、要介護度による貸与品目の制限については、「例外給付」制度において、必要である旨が判断される人であれば利用できる仕組みとなっています。

★(3)基盤整備

①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】介護ニーズや保険料とのバランスに配慮しながら、基盤整備については介護保険事業計画で検討していきます。

②要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそようにしてください。

【回答】「特例入所」については、令和5年4月に国の「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」が改正され、従来の対象者の選定基準に加え、地域の実情を考慮した入所判定を行うことになりました。今後、各施設と情報交換しながら適正な入所基準について検討してまいります。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】処遇改善に関して、自治体独自の施策は考えておりません。夜勤及び長時間労働については、ご意見としてお聞きします。なお、介護人材確保につきましては碧南市介護サービス機関連絡協議会と人材確保の課題を共有し対応策を検討しており

ます。

(5) 高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【回答】助成制度及び無料検診の実施については考えておりません。

②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。その他、介護予防にかかる地域支援事業に自治体として必要な事業費を確保してください。

【回答】市内2箇所にもちかどサロンを設け、家に閉じこもりがちな高齢者の方が気軽に立ち寄れる場の提供をしています。また、老人憩いの家を市内30箇所に設置し、老人クラブに管理運営費を補助しています。また、地域包括支援センターではサロンの開催をしているところです。今後も地域で高齢者を支える街づくりとして、集える場所の提供への支援や協力を検討してまいります。

③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。

【回答】既存事業の外出支援サービスなどをご利用いただきたいと思います。

(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【回答】第9期ほっとプラン（介護保険事業計画）を策定し、認知症基本法の基本理念を盛り込み、「高齢者の尊厳を保持し希望を持ち暮らすことができる」地域づくりをすすめてまいります。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【回答】令和2年10月より市が契約者となり個人賠償責任保険事業を実施しております。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【回答】市のホームページに認知症簡易チェックシステムを掲載しております。その利用により認知症の早期対応の体制としております。

★(7) 障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を障害者控除の対象としてください。

【回答】要介護1以上の方は基本的に多くの方が対象となりえますが、厚生労働省の通知を参考にして、介護度のみでなく、障害高齢者自立度（A1以上）又は認知症高齢者自立度（IIa以上）を合わせて状態を把握し、認定しています。

②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】要介護認定者又は障害高齢者自立度A以上の方がすべて確定申告等を必要とする訳ではありませんので、一律に送付するのではなく、必要な方からの申請を受けて発行しております。広報やパンフレット、ケアマネジャーを通じて周知に努めており、介護認定更新時の通知書には、その時点で対象となりうる状況の方に、案内チラシを同封して申請の案内をしています。なお、初年度は窓口での申請受付により交付していますが、その際に翌年度以降分の交付について聞き取りし、希望する方へは認定書を自動的に郵送することにしてあります。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】国民健康保険特別会計全体の現状では、国保税の引き下げは難しい状況です。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】すでに基金は取り崩して残高はほとんどありません。また、剰余金を使用しても、なお、厳しい状況です。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】保険税の減免制度を実施しています。現在のところ拡充する予定は、ありません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】均等割は医療給付等の受益の対象となる被保険者に均等に賦課するものであり、18歳未満の子どもについても相応の負担となります。

③収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【回答】現在のところ、その予定はありません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を行わないでください。

【回答】行っておりません。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分
の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】税務課において滞納整理を実施しており、滞納処分の執行停止、欠損処理は適切に実施しております。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答】滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしています。

(4) 傷病手当金・出産手当金

① 傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】現在のところ、その予定はありません。

(5) 一部負担金の減免制度

① 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】一部負担金減免制度は、実施済みです。

② 制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】広報へきなん、ホームページにて行っています。

(6) 高額療養費の申請手続を簡素化

① 70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】高額療養費は、市から該当者に申請書を送り、該当者は初回に申請書を提出するのみです。郵送での申請も可能です。

★(7) 資格確認書の発行

① 保険証の新規発行を停止する2024年12月2日以降も、国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書は自動的に発行してください。

【回答】マイナ保険証を持たない方について、申請によらず交付する予定です。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

★① 生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

【回答】生活保護の申請権は侵害しないように配慮しています。また、生活保護法における記載のある保護の実施機関が実施しなければならない項目を適切に実施し、対応を行っています。現在のところ、独自にポスターを作成し、掲示等を行う予定はありません。

★② 相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

【回答】相談者の状況を丁寧に確認し、画一的な対応でなく、相談者に寄り添った対応を心がけています。また住居のない人をたらい回しにすることはありません。

★③ 扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】扶養照会については、引続き実施要領等に基づき適正に実施して参ります。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】申請者の意思に配慮しながら、自立を図る上で適当となる住まいを確保されるよう援助を行っております。また、当市は保護施設の許認可権限はありません。

⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

【回答】エアコン・夏期手当については、今後も生活保護法による保護の基準及び保護の実施要領、その他関係通知に準拠し、適切に実施して参ります。

⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【回答】車の使用については今後も生活保護法による保護の基準及び保護の実施要領、その他関係通知に準拠し、適切に実施して参ります。

★⑦ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を上回ることはないようにしてください。ケースワーカーや面接相談員は、有資格の正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】現在3名のケースワーカーの全員が有資格または年度内の資格取得見込みです。研修については、県主催の研修、西三河近隣市で構成される事務研究会、市町村アカデミーに参加する他、内部研修などで知識及び相談スキルの向上を図り、個々の生活保護受給者の実情に即した適切な支援及び指導を行うよう努めています。また、ケースワーカーの外部委託化は考えておりません。

⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

【回答】社会福祉協議会に対し委託を行っておりますが、引き続き関係各機関との速やかな連携ができるよう実施して参ります。

②相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。

【回答】受付窓口を社会福祉協議会で実施することにより、専門職による一貫した支援体制となっています。また、研修についても経験年数に応じて適切に実施しています。

③低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業を創設・拡充してください。

【回答】生活保護世帯に関するエアコン導入について、引き続き保護の実施要領、その他関係通知に準拠し、適切に実施して参ります。低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業は現在のところ予定はありません。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】現行制度を存続する方針です。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】令和6年10月1日より、18歳年度末までの子どもに対する医療費無償化を実施予定です。その他の現行制度の拡大は考えていません。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【回答】自立支援医療(精神通院)対象者の本人負担分については、市単独事業で自立支援医療を適用した精神科の医療費を助成対象としています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】住民税非課税世帯であることのみを要件として、制度の対象とすることは考えていません。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】制度の創設は考えていません。

5. 子育て支援

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】居場所づくりの一環としてこども食堂の取り組みに対し、公共施設利用料の減免や、各種情報の共有、PRの実施などを引き続き行ってまいります。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。

【回答】現状、家庭児童相談室において家庭及び児童に関する相談を実施しております。また、こども家庭センターについては、令和7年4月の設置を予定して準備を行っています。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】対象者は生活保護基準の1.2倍以下の世帯までとしております。「要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者」とし、家庭の諸事情を考慮し、総合的に判断しています。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】支給内容の拡充については、令和3年度より、オンライン学習通信費の支給を実施しております。

③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】年度途中の申請については、随時、市広報、ホームページ、学校等を通じ周知を行っております。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】重点施策に掲げておりますので、市長任期4年の間に実施できるように、財源の確保を含め実施方法などの検討を進めております。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】①に同じ

★(4)保育施策の抜本的拡充

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は自治体独自にさらなる改善を図ってください。幼児だけでなく、0・1・2歳児についても自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。

【回答】3歳児15対1については、すでに実施しております。4・5歳児25対1については、現時点では保育士不足による保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるため、対応が困難ですので、まずは保育士確保に努めていきます。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。待機児童や保留児童(隠れ待機児童)がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行ってください。

【回答】保育園・幼稚園の統廃合については、施設の老朽化や入園児数の推移をみながら、検討していきます。また、統合等の際には、公立で園舎を建設、運営する場合、施設整備費及び運営費は全額市の負担となりますが、民間の場合、国県の補助金や負担金の対象となることから、今後も保育園・幼稚園を安定的に運営していくため、財政的な面も含め、民営化も選択肢の1つとして総合的に検討していきます。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】保育施設等への指導監査について、保育士からの助言を受けられる体制のもと、実地検査を行い、引き続き安全・安心な保育のための実態把握に努めてまいります。

認可外保育施設については県管轄であり、県とともに監査を行っており、指導監督基準を満たすよう、県から各施設に指導を行っています。

④育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【回答】本市では、育児休業を取得した場合でも継続入所することができます。ただし、継続入所ができる期間は、産まれた子が満1歳に達した月の月末までとなります。

6. 障害者・児施策

★①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

★③暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援などの十分な人員を確保できるよう、基本報酬を大幅に増額してください。

【回答】引き続き、適切な支給決定事務に務めます。

④障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】引き続き、適切な支給決定事務に務めます。

7. 予防接種

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答】带状疱疹ワクチンの助成については、他の市町村の状況に合わせて、前向きに検討していますが、他の任意の予防接種の助成は、現在予定していません。近隣の助成の実施状況をみながら検討していきます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】生活保護世帯・市民税非課税世帯に属する方の自己負担は、費用免除して

おります。費用の引き下げの実施予定はありません。任意の予防接種の実施予定はありません。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】産婦健康診査の助成は、令和5年度より2回に拡充しております。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】妊婦歯科健康診査の助成を1回行っています。産婦歯科健康診査の拡充については、予定はありません

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】現在、常勤、会計年度任用職員各1名の歯科衛生士を配置しています。

9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

②自治体病院の感染症予防計画における医療提供体制を充実してください。

【回答】新興感染症への備えとして、マニュアルの見直し、業務分担表の作成や備蓄品の確認、陰圧器等の点検を実施した他、全職員に対して学習会・講演会を実施しておりますが、今後もこれらの感染対策を継続するとともに、感染拡大時の病棟や患者導線確保、施設設備の整備を行ってまいります。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

【回答】医局訪問、看護学校訪問等を行い病院のPRをして、医師、看護師等が確保できるように努めています。また、研修医、看護師については修学資金制度があり、確保につながっています。

④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【回答】適正配置に努めております。

⑤避難所のバリアフリーを進めるとともに、障害の程度、介護ニーズなどに応じた個別対応やプライバシーの確保ができるようにしてください。また、福祉避難所の設置を進めてください。

【回答】ご意見としてお聞きします

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

【回答】 ご意見としてお聞きします。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

【回答】 ご意見としてお聞きします。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

【回答】 ご意見としてお聞きします

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

【回答】 ご意見としてお聞きします

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】 ご意見としてお聞きします。

⑥小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】 ご意見としてお聞きします

⑦障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

⑧医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

【回答】 ご意見としてお聞きします。

2. 愛知県に対する意見書

(1)子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【回答】 ご意見としてお聞きします。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

【回答】 ご意見としてお聞きします。

(3)学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

【回答】 ご意見としてお聞きします

(4)地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

(5) 地域医療介護総合確保基金について

① 地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。

【回答】ご意見としてお聞きします

② 基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

以上